

議案第6号

二宮町地域密着型サービス等運営委員会条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

町の附属機関の見直しにより、二宮町地域密着型サービス等運営委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町地域密着型サービス等運営委員会条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、二宮町地域密着型サービス等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域密着型サービス等の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等の介護報酬及び指定基準に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等の質の確保、運営評価、その他町長が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議をすること。

(委員の構成)

第3条 委員会は、13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 保健、医療又は福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員会の会議は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することがで

きない。

3 委員会の議事は、出席者した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、その所掌事務について必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第10条 この条例で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に第3条第2項の規定により新たに委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

3 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1介護保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

地域密着型サービス等運営委員会委員	〃	6,200円
-------------------	---	--------

(議案第6号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
職名		報酬額		職名		報酬額	
(略)				(略)			
介護保険運営協議会委員		〃	6,200円	介護保険運営協議会委員		〃	6,200円
地域密着型サービス等運営委員会		〃	6,200円	介護認定審査会委員		〃	30,000円
介護認定審査会委員	合議体の長	〃	6,200円	合議体の長			
(略)				(略)			